

第118号議案

神戸市教職員表彰規則の一部を改正する規則について

神戸市教職員表彰規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和2年3月30日提出

神戸市教職員表彰規則の一部を改正する規則

神戸市教職員表彰規則（昭和24年2月教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「本市職員であつて、次の各号のいずれかに該当し、教育委員会で
適当と認めたものは、この規則の定めるところによりこれを表彰する。」を「教
育長は、教育委員会が次の各号に該当し、適当であると認めた本市教職員又は
課、係、その他本市教職員で構成される団体を表彰する。」に改め、第1号及び
第2号を削り、第3号中の「者」を「もの」に改め、同号を同条第1号とし、
同条第4号中の「者」を「もの」に改め、同号を同条第2号とする。

第2条中「記念品」の次に「又は記念品料」を加える。

第3条を次のように改める。

第3条 表彰は随時行ふ。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(参 考)

神戸市教職員表彰規則 ぬきがき

(は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

第1条 本市教職員であつて、次の各号のいずれかに該当し、教育委員会で適当と認めたものは、この規則に定めるところによりこれを表彰する。

教育長は、教育委員会が次の各号に該当し、適当であると認めた本市教職員又は課、係、その他本市教職員で構成される団体を表彰する。

(1) 本市教職員として満20年以上勤務し、勤務成績優良な者

(2) 本市教職員として満30年以上勤務し、勤務成績優良な者

(3) 本市教職員として称賛に足る篤行のあった者

(4) 職務に関して有益な研究を遂げ、又は有効な創案をしてその功績顕著な者

(1)
もの

(2)

もの

第2条 表彰は、表彰状及び記念品
を授与してこれを行う。

又は記念品料

第3条 表彰は、毎年一定の日を定めて行う。ただし、教育委員会で必要と認めたときは随時にこれを行うことができる。

第3条 表彰は、随時行う。